

国立音楽大学学則

第1章 総 則

第1条 国立音楽大学は、音楽と教育の理論、技術とその応用の指導及び研究を目的とし、同時に良識ある音楽家、教育家を養成する。

2 本学は、前項の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う。

3 前項の自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組 織

第2条 本学に次の学部及び学科を置く。

音楽学部

演奏・創作学科

音楽文化教育学科

音楽文化教育専攻

幼児音楽教育専攻

2 各学科の修業年限は、4年とする。ただし在学期間は、8年を超えることはできない。

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第3章 学科課程

第4条 授業科目及び単位数を別表に示す。なお、別表以外に教授会の議を経て、随意に必要な授業科目を開講することができる。

第4章 履修方法及び課程修了の認定

第5条 学生は、毎年度初めに、各学科の課程に従い、履修しようとする授業科目を申請し、許可を受けて履修しなければならない。

第6条 学生は、所属の学科により、所定の授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。なお、他大学又は短期大学において修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修については、本学の授業科目の履修とみなし、編入学の場合を除き、合計60単位を超えない範囲で認定することができる。

第7条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定するもののほか教育職員免許法及び同施行規則に規定する教職に関する授業科目を修得しなければならない。取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

(1) 演奏・創作学科

・高等学校教諭一種免許状（音楽）

・中学校教諭一種免許状（音楽）

(2) 音楽文化教育学科音楽文化教育専攻

・高等学校教諭一種免許状（音楽）

- ・中学校教諭一種免許状（音楽）
- (3) 音楽文化教育学科幼児音楽教育専攻
- ・幼稚園教諭一種免許状

第8条 学芸員となる資格を得ようとする者は、第6条に規定するもののほか博物館法及び同施行規則に規定する博物館に関する科目を修得しなければならない。

第9条 授業科目の単位計算については、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与する。

第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

第10条 授業科目の修了は、平常の学習成績及び試験又は研究報告をもってこれを認定する。授業科目の成績は、AA、A、B、C、Dの5種の評語をもって表し、AA、A、B、Cを合格とする。

第5章 卒業及び学士の学位

第11条 本学部にて4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、単位を修得した者に学位記（卒業証書）を授与する。

第12条 卒業者には、学士（音楽）の学位を授与する。

第6章 入学、休学、退学、除籍、復学、編入学及び転科

第13条 入学の時期は、学年の初めとする。

第14条 入学資格を有する者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則第150条の規定に該当する者でなければならない。

2 学校教育法施行規則第150条の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (2) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧
規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(6) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力
があると認めた者で、18歳に達したもの

第15条 入学は、入学志望者について、試験その他の結果により選考の上、学長がこれを許
可する。

第16条 入学にかかわる手続きについては、別に定める。

第17条 欠席が7日以上にわたる場合は、保証人連署の上、届け出を要する。病気の
場合は、医師の診断書を添付の上、提出しなければならない。

第18条 欠席が、4ヶ月以上にわたる場合には、保証人連署の上願い出、休学することがで
きる。

2 休学の理由が消滅したときは、遅滞なく就学届を提出しなければならない。

3 休学期間は1年以内とする。ただし特別の理由がある場合は1年を限度として休学期
間の延長を認めることがある。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学期間は、第2条第2項の在学期間に算入しない。

6 休学期間の学費は一部免除する。免除の細則は別に定める。

第19条 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は出席
停止を命ずることがある。

第20条 学生が退学を希望するときは、その理由を記し、保証人連署の上、学長に願い出で
許可を受けなければならない。

第21条 次の各号の一に該当する者を、教授会の議を経て学長が除籍することができる。

(1) 第18条第4項に定める休学期間を超えた者

(2) 第2条第2項に定める在学期間を超えても卒業できない者

(3) 定められた期間内に学費を納めない者

(4) 死亡の届出のあった者

(5) 長期にわたり所在不明で行方不明者としての届出のあった者

第22条 第20条により退学した者及び第21条(1)、(3)により除籍となった者が、退学後又
は除籍後、満3年以内に復学を願い出たときは、所定の審査をした上、教授会の議を経て、
学長がこれを許可する。ただし、第21条(3)により除籍となった者は、指定した期日まで
に未納の学費を納めなければならない。

2 その他、復学についての詳細は別に定める。

第23条 本学に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、試験その他の結
果により選考の上、学長が3年次に編入学を許可することがある。

2 編入学に関し必要な事項は、別に定める。

第24条 本学部の学生で、学科を他に転ずることを希望する者については、別に定める。

第25条 本学から他の大学に入学又は転学を希望する者は、学長の承認を得なければなら
ない。

第7章 聴講生、科目履修生、委託生、外国人留学生、特別聴講学生

第26条 本学所定の学科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志望する者があるとき、また教育職員免許授与の所要資格を得ようとする者があるときは、教授会において選考の上、聴講生、又は科目履修生、特別聴講学生として学長が許可する。

第27条 科目履修生及び特別聴講学生が学科目の試験に合格したときは、当該科目について単位を認定する。

第28条 聴講生及び科目履修生の入学時期は毎年学年初めとする。

第29条 聴講生及び科目履修生の学費は別表のとおりとし、全額前納とする。

第30条 公の機関その他から委託された者があったときは、教授会において選考の上、委託生として学長が許可する。

第31条 外国人で本学に入学を志望する者は、別に定めるところにより選考の上、学長が許可する。

第32条 他大学に在籍する学生で、単位互換を目的として本学の学科目を受講する者を特別聴講学生とする。特別聴講学生の入学時期及び学費は、別に定める。

第8章 学 費

第33条 学費は、所定の期間内に納めなければならない。

第34条 学費は、別表のとおりとし、既に納めた学費は、別に定める場合を除き返還しない。

第9章 学生定員

第35条 本学部学科の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
演奏・創作学科	260名	1040名
音楽文化教育学科		
音楽文化教育専攻	42名	168名
幼児音楽教育専攻	18名	72名

第10章 学年、学期及び休業日

第36条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第37条 学年を次の2学期にわけるとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第38条 定期休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

春季休業 3月20日から3月31日

夏季休業 7月25日から8月31日

冬季休業 12月21日から翌年1月7日

第39条 前条の休業日の変更、又は臨時的休業日については、その都度定める。

第11章 職員組織

第40条 本学に学長を置く。学長は、大学の教育研究及び所属教職員を統督する。

第41条 本学部の教育研究を運営するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって構成する。

3 次の事項は、教授会で審議するものとする。

(1) 学則、教授会規程に関する事項

(2) 教授会の人事に関する事項

(3) 学生の定員に関する事項

(4) 学科課程の編成に関する事項

(5) 学生の入学、休学、退学、除籍、復学、編入学、転科及び卒業の認定に関する事項

(6) 聴講生、科目履修生、委託生、外国人留学生及び特別聴講学生の入学に関する事項

(7) 学生の各科試験に関する事項

(8) 学生の学内外の演奏活動に関する事項

(9) 学生の奨学、賞罰に関する事項

(10) 学生の課外活動、その他学生生活にかかわる事項

(11) その他教育研究に関する事項

4 次に掲げる事項については、学長が決定を行うに当たって教授会が意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会の運営については、別に定める。

第42条 本学部の教育研究を推進するため、一定数の職員を置く。

第43条 本学の教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う機関を置く。

2 前項の機関については、別に定める。

第12章 賞 罰

第44条 学業に精励し、成績優秀、品行正しく、又は篤行のあった学生は、表彰されることがある。

第45条 学生の本分にもとり、又は学則に違反した行為があるときは、これを懲戒する。懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

2 前項のうち、退学とは、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みのない者

(2) 学力劣等で成業の見込みのない者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

3 前項により退学となった者の復学は認めない。

第13章 奨学制度

第46条 本学部に奨学制度を置き、奨学の方法は、学資補助とする。その細則は、別に定める。

第14章 公開演奏

第47条 本学は、定期演奏会その他の演奏会を開催する。これらの演奏会並びに特に大学が指定する演奏会には、学生は、出演しなければならない。

第48条 学長の許可を得なければ、学生は、前条以外の場所で演奏することができない。

第15章 学生寮

第49条 本学に学生寮を設ける。

2 その規則は、別に定める。

第16章 他の機関

第50条 本学に別科を置く。

2 別科については、別に定める。

第51条 本学に図書館を置く。

2 図書館については、別に定める。

附 則

本学則は、昭和 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 33 条の音楽学科および音楽教育学科の名称については平成 2 年度生とし、平成元年以前の入学者は、改正前の名称で存続する。

附 則

本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、第 11 条については、平成 4 年 2 月 13 日より適用とする。

附 則

本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前の入学者については、従来 of 学則を適用する。

附 則

本改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本改正学則は、2023 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 本改正学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

本改正学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条に関する別表

別紙「学科課程表」

第29条、第32条及び第34条に関する別表

学部学生学費

学費	初年度	次年度以降
入学金	250,000 円	—
授業履修費（年額）	1,250,000 円	1,250,000 円
施設設備費（年額）	500,000 円	500,000 円
維持運営費（年額）	300,000 円	300,000 円

上記の学費は、2025 年度新入生に適用する。

聴講生、科目履修生、特別聴講学生学費等

学費等	聴講生 () 内は本学卒業 生	科目履修生 () 内は本学卒業生			特別聴講学生
聴講料	1 科目半期 50,000 円 (40,000 円)				無料
履修費		1 科目 半期			
		授 業 区 分	A	125,000 円 (115,000 円)	
			B	75,000 円 (65,000 円)	
	C		50,000 円 (40,000 円)		

上記の学費は、2025 年度新入生に適用する。